



2019

12 / 15

たん暖たてやま

たてやま かいごフェスタ 開催

～被災者支援のお知らせ～

・被災者支援制度の概要 (抜き取り 14 頁)

年末年始の

市役所窓口・施設

諸手続きは12/27(金)までにお済ませください。

各施設などの開設状況は表のとおりです。

各施設など	12/28 (土)	29 (日)	30 (月)	31 (火)	1/1 (水)	2 (木)	3 (金)	4 (土)
市役所各窓口	休	休	休	休	休	休	休	休
出生・死亡・婚姻などの届出は、市役所1階で受付								
元気な広場	休	休	休	休	休	休	休	休
“渚の駅”たてやま	「海のマルシェたてやま!!」「館山なぎさ食堂」は通常どおり ※時間変更の可能性あり							
渚の博物館	通常どおり		休	休	休	通常どおり		
海辺の広場	通常どおり		休	休	休	通常どおり		
博物館(本館)	通常どおり	休	休	休	休	休	休	通常どおり
館山城 (八犬伝博物館)	通常どおり	休	休	休	開館時間/10:30~16:00 正月観覧料/【一般】100円 【小・中・高校生】50円			通常どおり
図書館	通常どおり	休	休	休	休	休	休	通常どおり
コミュニティセンター、 地区公民館、 菜の花・若潮・豊津ホール	通常どおり	休	休	休	休	休	休	通常どおり
市民運動場、出野尾多目的 広場、市民体育館、第一柔 剣道場、弓道場	通常どおり	休	休	休	休	休	休	通常どおり
温水プール	12/23(月)~1/8(水)まで休所 1/9(木)13:00から通常どおり							
老人福祉センター (湊・出野尾)	通常どおり	休	休	休	休	休	休	通常どおり
お風呂の休止 【湊】12/26(木)、1/5(日) 【出野尾】1/4(土)、5(日)								
ごみの収集	通常どおり	休	通常どおり		休	休	休	通常どおり
ごみの持ち込み (清掃センター)	通常どおり	休	8:45~12:00 13:00~16:00 ※タンス・ フトン・ 木や畳な どは不可	12:00まで ※タンス・ フトン・ 木や畳な どは不可	休	休	休	通常どおり
し尿の収集 (環境保全協業組合)	休	休	休	休	休	休	休	休
水道(三芳水道企業団)	休	休	休	休	休	休	休	休
漏水の場合は同企業団 (☎22-3729) まで								



成人式

日時 / 1/12 (日) 10:00 ~
場所 / 南総文化ホール

対象者は、H11.4.2 ~

H12.4.1 に生まれた人です。

【市内在住の人】

11/1 現在、市内に住民登録がある人には、既に案内状を送付してあります。※手続き不要

【市外に転出した人】

参加を希望する人は、①本人氏名(ふりがな) ②性別 ③生年月日 ④電話番号 ⑤出身中学校 ⑥住所(案内状の送付先) ⑦館山市内に実家等がある場合はその住所を、往復はがき又はEメール(タイトル「成人式参加」)のいずれかで申し込んでください。

※締切/往復はがき R 元 .12.25 (水) 必着、
Eメール R2.1.6 (月)

申込み・問合せ/中央公民館

(☎ 23 - 3111、FAX 22 - 6560、

Eメール komisen@city.

tateyama.chiba.jp)



往信用表面	返信用裏面	返信用表面	往信用裏面
〒294-0045 館山市中央公民館 成人式担当行	(白紙)	〒XXX-XXXX 申込者氏名 様 申込者住所	1. 本人氏名(ふりがな) 2. 性別 3. 生年月日 4. 電話番号 5. 出身中学校 6. 住所(案内状の送付先) 7. 館山市内に実家等がある場合はその住所

直売所お買い物クーポンが抽選で当たる!

農産物直売所

スタンプラリー

問合せ/農水産課

(☎ 29 - 5385)



「アグリッパたてやま」に加盟する市内6店舗の直売所を巡ろう!

スタンプ / 300円以上のお買い物で1つ、異なる店舗で3つ集めて応募
実施・応募期限 / 12/15(日) から 1/31(金) まで

加盟直売所 / とれたて市場健人館、南房総なのはな村、ふれあいショップ平砂浦、
JA グリーン館山店、百笑園、海のマルシェたてやま

※台紙は各直売所で配布するほか、HPからダウンロードできます

12月から

館山城など

指定管理スタート!



民間ノウハウを活用した施設運営により、市民サービスの向上と、来訪者増加による地域経済の活性化を目指します。

対象施設 / 館山城(八犬伝博物館)、
城山公園をはじめとする都市公園7園、
博物館本館・分館(渚の駅たてやま)受付業務
指定管理者 / 株式会社 塚原緑地研究所

問合せ / 行革財政課 (☎ 22 - 3235)



プレミアム商品券

使用期間は
12月31日
まで!

商品券を購入した方で、まだ使用されていない方は、早めに使用してください。

問合せ / 雇用商工課

(☎ 22 - 3362)



ふるさと創生

奨学資金貸付制度



表の各学校等に在学中・来春進学する人に奨学資金の貸付を行います。

区分	奨学資金	
	修学金(月額)	入学支度金
高等学校 高等専門学校	10,000円	—
専修学校	高等課程	10,000円
	専門課程	20,000円
短期大学・大学	20,000円	300,000円

申請書配布／1/10(金)から申請先で配布

申請期間・方法／2/3(月)～14(金)に申請書類を提出してください。選考の上、決定します。

※合格発表前でも申請できます

※状況により返還金の減免制度があります

申請・問合せ／教育総務課 (☎ 22 - 3685)

～渚の教室～

貝細工教室



タカラガイなどの貝殻で
オリジナル貝細工を作ろう！

日時／1/11(土) ① 9:30～11:30
② 13:30～15:30
※小3以下は保護者同伴

場所／“渚の駅”たてやま 海辺の広場
定員・参加費／それぞれ先着30人・500円
申込方法／希望時間・氏名・年齢・電話番号を、
申込先まで。

申込締切／1/9(木)
申込み・問合せ／観光みなと課
(☎ 22 - 3606)

就学援助

(新入学学用品費)

～入学前支給～

経済的な理由でお困りの皆さまに、
新入学学用品費を3月に支給します。

対象／公立小学校にR2.4入学予定の
子どもがいる家庭

※詳しい要件は、10月中旬に送付した
「就学援助制度のお知らせ」をご確認ください

申請先／入学予定の小学校

※市立以外の場合は教育総務課

申請期間／1/10(金)～31(金)

問合せ／教育総務課 (☎ 22 - 3685)



ストレッチ & リズム体操



初心者を対象に、健康な体づくりをします。

日時／1/14・21、2/4・18、3/3・17

火曜日開催 10:00～11:30

場所・講師／菜の花ホール・池田邦子氏

対象・参加費／一般成人・1回50円

申込開始日・定員／12/18(水)・先着25人

申込み・問合せ／北条地区公民館(菜の花ホール)
(☎ 24 - 1515) ※9:00～17:00

館山病院医療講座 終活について考えよう

～自分らしい最期を迎えるために～

日時／12/21(土) 13:30～14:30

場所／イオンタウン館山 コミュニティホール

講師／館山病院 山口春海 看護師、大里京子 看護師

問合せ／館山病院 地域連携課 (☎ 22 - 1122)

有料広告スペース

有料広告スペース

有料
広告



移動図書館「わかしお号」

1月の巡回場所



問合せ/図書館 (☎ 22 - 0701)

日程	時間	巡回場所
15(水) 28(火)	9:50 ~ 10:10	船形こども園・地区公民館
	10:20 ~ 11:00	純真保育園前
	11:10 ~ 11:30	温水プール前
15	12:40 ~ 13:20	船形小学校
28	14:40 ~ 15:50	船形小学校
15	13:30 ~ 13:50	崖観音下
28	14:10 ~ 14:30	崖観音下
15	14:10 ~ 14:30	稲原集会所前
28	13:30 ~ 13:50	稲原集会所前
15	14:40 ~ 15:50	那古小学校
28	12:40 ~ 13:20	那古小学校
16(木) 29(水)	9:50 ~ 10:05	ヨウコーフォレスト館山
	10:15 ~ 10:30	風のさんぽ道
	10:35 ~ 11:05	大賀自衛隊官舎
	11:15 ~ 11:30	香浅間神社
	13:45 ~ 14:10	西岬地区公民館
16	12:40 ~ 13:20	館山小学校
29	14:30 ~ 15:50	館山小学校
16	14:20 ~ 15:40	西岬小学校
29	12:40 ~ 13:20	西岬小学校
8(水) 21(火)	9:50 ~ 10:10	安房神社鳥居前
	10:25 ~ 10:55	大田区立館山さざなみ学校
	11:15 ~ 11:30	ふれあいショップ平砂浦
	13:30 ~ 14:00	安房特別支援学校
	14:05 ~ 14:30	中里ワークホーム
8	12:40 ~ 13:20	房南こども園
21	14:40 ~ 15:10	房南こども園
8	14:40 ~ 15:40	房南学園
21	12:40 ~ 13:20	房南学園
9(木) 22(水)	10:00 ~ 10:40	館野保育園
	10:50 ~ 11:20	元気な広場
	13:30 ~ 13:45	腰越延命院前
	13:55 ~ 14:25	九重駅前
9	12:40 ~ 13:20	九重小学校・こども園
22	14:40 ~ 15:50	九重小学校・こども園
9	14:40 ~ 15:50	館野小学校
22	12:40 ~ 13:20	館野小学校
14(火) 23(木)	10:30 ~ 11:00	小林病院 (船形)
14	12:40 ~ 13:10	豊房小学校
23	14:30 ~ 15:40	豊房小学校
14	13:10 ~ 13:40	豊房幼稚園
23	13:30 ~ 14:00	豊房幼稚園
14	13:50 ~ 14:05	豊房地区公民館
23	14:05 ~ 14:20	豊房地区公民館
14	14:30 ~ 15:40	神余小学校
23	12:40 ~ 13:10	神余小学校

※「イオンタウン館山」巡回休止中

楽しく演じて

パネルシアター教室 (全5回)

パネルシアターは、白や黒のパネルに人形や背景などの絵を貼ったり、動かしながら行う「仕掛け紙芝居」のような作品です。

日程	内容
2/1	パネルシアターってな〜に？ テーマの選択と作品作り
2/8	下絵書き・着色
2/15	着色・仕掛け作り
2/22	作品の仕上げ、発表の練習
2/29	図書館で発表会！

時間/ 10:00 ~ 12:00 (土曜日開催)

場所/ コミュニティセンター

【2/29のみ】

時間/ 14:00 ~ 15:00 場所/ 図書館

対象・定員/ 小学生以上・10人

参加費/ 1,000円 (材料費)

申込締切/ 1/22 (水)

申込み・問合せ/ 中央公民館 (☎ 23-3111)

大学ジュニアサイエンス

「海の生き物を科学する」



日時/ 2/9 (日) 【午前の部】 10:30 ~ 12:30 (受付 10:00)

【午後の部】 13:30 ~ 15:00 (受付 13:00)

場所/ コミュニティセンター

講師/ お茶の水女子大学 清本正人 教授、^{はった}服田昌之 教授

内容/ 【午前の部】 ウニの幼生等を顕微鏡で観察

【午後の部】 地元のいろいろな魚を解剖して観察し、
体の仕組みや魚の暮らしかたを学ぶ

※午前・午後の両方参加も可

対象/ 小学校3年生~中学生とその保護者30人

※応募多数の場合は抽選

参加費/ 100円

持ち物/ 筆記用具、上履き、弁当 (午前、午後参加される方のみ)

申込締切/ 1/30 (木)

申込み・問合せ/ 中央公民館 (☎ 23 - 3111)

スマホで読める

たん暖たてやま

「マチイロ」アプリ
インストール↓



広報紙を手軽に読んでいただけるよう、スマートフォン・タブレット端末用の無料アプリ「マチイロ」による配信をしています。

問合せ/ 秘書広報課
(☎ 22 - 3121)

税理士による**税金相談**（予約制）

日時／1/14(火)、2/21(金)、3/24(火)
10:00～12:00、13:00～15:00
場所／法青会館（2/21 イオンタウン館山）
相談内容／税金全般に関すること
予約・問合せ／千葉県税理士会館山支部
担当：相楽（☎23-4132）

司法書士による**法律相談**（予約制）

日時／1/25・2/29・3/28(土)
10:00～12:00、13:00～15:00
場所／コミュニティセンター 談話室
相談内容／土地建物の不動産権利登記、相続、クレジット・サラ金トラブル、多重債務など
予約・問合せ／ちば司法書士総合相談センター
（☎043-204-8333）※月～土9:00～17:00

移動暴力相談所 を開設

日時／1/22(水) 10:00～16:00
場所／安房地域振興事務所 3階中会議室
内容／県民会議の暴力相談委員や警察署員が相談を受け、指導・助言や必要に応じて警察への通報、弁護士の紹介、訴訟費用の無利子貸付けなどを実施 ※電話相談は随時受付
問合せ／(公財)千葉県暴力団追放県民会議
（☎0120-089-354）

言語聴覚士による**ことば**の相談

「言葉の遅れ」「発音が不明瞭」など、未就学児の相談に言語聴覚士が無料で応じます。
日時／2/6(木) 10:00～12:00
※1/31(金) 締切
場所／コミュニティセンター 2階 休養室
申込み・問合せ／簡易マザーズホーム
（☎23-3112）

スポーツ健康都市宣言(案)
パブリックコメント実施

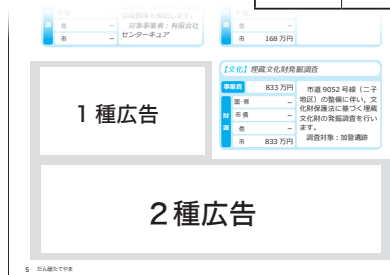
期間／12/16(月)～1/31(金) ※1/31(金) 消印有効
対象／①市民 ②市内に在勤・在学の方
③市内に事業所がある個人・法人等
方法／提出用紙に記入の上、持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで提出先へ
公表場所／①市役所本館ロビー ②図書館
③コミュニティセンター ④各地区公民館
⑤菜の花ホール・豊津ホール・若潮ホール
⑥市民運動場・温水プール
⑦市ホームページ
提出・問合せ／
〒294-8601 北条1145-1 スポーツ課
（☎22-3696、FAX 23-3115、
Eメール sportska@city.tateyama.chiba.jp）



来年5月から
広報は月1回
だん暖たてやまへ
広告を掲載しませんか？

募集する号／R2年5月号～R3年4月号の各号
※募集は1号単位。月1回発行で全12号
掲載場所／2色刷りページに設置する有料広告枠内
募集期間／1/6(月)～2/28(金)
掲載料(1号当)／

種別	規格(サイズ)	掲載料
1種	縦45㉿×横85㉿	8,000円
2種	縦45㉿×横174㉿	16,000円



※広告の色は青と黒の2色
※市内に事業所・営業所等を有しない事業者は掲載料が“5割増し”となります
※掲載号数に応じた割引制度があります

申込み・問合せ／秘書広報課（☎22-3121）

有料広告スペース

有料広告スペース

令和元年度 職員募集



【各団体共通】

1次試験日／1/19(日)

～詳細は各団体ホームページをご確認ください～

●館山市 (2次募集)

職種／土木技術(初級)、建築技術、保育士※、保健師、福祉
 ※配属先は保育園、こども園、幼稚園のいずれか
 採用予定／いずれも若干名 申込締切／1/7(火)必着
 問合せ／総務課 (☎ 22 - 3953)



●三芳水道 (2次募集)

職種／土木技術(初級)
 採用予定／若干名 申込締切／1/7(火)必着
 問合せ／三芳水道企業団 (☎ 28 - 5357)



●広域水道 (3次募集)

職種／機械(初級)
 採用予定／1人 申込締切／1/6(月)必着
 問合せ／南房総広域水道企業団 (☎ 0470 - 82 - 5651)



館山ファミリースポーツクラブ“わかしお” 定期スポーツ教室 1月の活動予定

種 目	対 象	活 動 日 時		会 場
合気道	高校生以上	6日、20日、27日	月曜日	19:00～20:30 第三中学校柔道場
	小学生以上	9日、16日、23日、30日	木曜日	
ウォーキング	小学生以上	17日	金曜日	19:00～20:00 南総文化ホール前
卓球	小学生以上	8日、22日	水曜日	19:30～21:15 市民体育館
バドミントン	小学生以上	15日、29日	水曜日	19:30～21:15 市民体育館
グラウンドゴルフ	小学生以上	8日、15日、22日、29日	水曜日	12:30～15:30 中央公園
水泳(高校生は除く)	18歳以上	10日、17日、24日、31日	金曜日	15:00～16:00 温水プール
社交ダンス	小学生以上	6日、20日、27日	月曜日	13:00～15:00 若潮ホール
		8日、15日、22日、29日	水曜日	
健康体操	小学生以上	9日、16日、23日、30日	木曜日	13:30～15:00 若潮ホール
タップダンス	小学生以上	7日、21日	火曜日	19:30～20:45 若潮ホール
リズム&ストレッチ	小学生以上	14日、28日	火曜日	19:30～20:45 若潮ホール
気功	小学生以上	10日、24日	金曜日	10:20～11:30 若潮ホール
健身ストレッチ	小学生以上	10日、24日	金曜日	9:30～10:10 若潮ホール

お知らせ

- *館山ファミリースポーツクラブ“わかしお”では、随時会員を募集しています。
 入会希望の方・問い合わせは、お気軽に事務局(☎ 080-5085-2241)まで連絡してください。
- *館山ファミリースポーツクラブ“わかしお”ホームページアドレス <http://spowan.com/>
- *今年度のマリンスポーツ教室、マリンスポーツ体験教室の募集は終了しました。

有料広告スペース

有料広告スペース



子ども市民大学 1月のプログラム

日時	プログラム (参加費など)	定員・対象	申込み (締切)	問合せ・コース
通年(休館日除く) 9:00～16:45	博物館本館・館山城・渚の博物館 常設展示 【市民 大人 200 円 小中高生 100 円】※渚の博物館 無料		不要	博物館 本館 ☎ 23 - 5212
11(土)	9:00～13:30 渚の教室 貝細工教室 (p4 参照)		要 (1/9)	“渚の駅” たてやま ☎ 22 - 3606
	10:00～15:00 冬の野鳥観察会 (800 円) ※荒天時中止	20 人 (小学生以下 保護者同伴)	要 (1/10)	館山野鳥の森 ☎ 28 - 0166
11・18(土) 14:00～14:30	おはなし会	小学生 30 人	不要	図書館 ☎ 22 - 0701
11・25(土) 14:00～16:00	こども将棋道場	小学生	不要	中央公民館 ☎ 23 - 3111
18(土)	10:00～12:00 親子自然発見塾 幼虫編 【～小学生 800 円 保護者 500 円 (2 人まで)】	小学生と保護者 20 組	要 (1/17)	大房岬自然公園 ☎ 33 - 4561
19(日)	10:00～12:00 海辺の寺子屋 8 - イオンタウン - 冬の星座の話・貝がいっぱい海辺のリースを作ろう (500 円)	小学生以上 30 人 (小 2 以下 保護者同伴)	要 (1/16)	たてやま・海辺の鑑定団 ☎ 24 - 7088
25(土)	10:00～13:00 レンガ造りの窯でパン作りに挑戦! (1,200 円)	12 人 (小学生以下 保護者同伴)	要 (1/24)	館山野鳥の森 ☎ 28 - 0166

市税の口座振替

口座を解約したら連絡を!

相続等により、口座を解約・凍結した場合は、口座振替ができなくなります。

納付書による窓口納付となりますので、納税課までご連絡ください。

問合せ/納税課 (☎ 22 - 3257)

— 今月の市税納期限 —

【12/25(水)】

- 固定資産税 (第 3 期)
- 国民健康保険税 (第 6 期)
- 介護保険料 (第 6 期)
- 後期高齢者医療保険料 (第 6 期)

※口座振替の人は残高不足に注意してください

有料広告

有料広告スペース

有料広告スペース

有料広告スペース

館山駅市民ギャラリー

申込・問合せ／都市計画課 ☎ 22 - 3610

日程	展示内容	展示団体
1/16(木) ~ 1/31(金)	介護施設利用者の作品展示	館山市高齢者福祉課

元気な広場

(自由に遊べる屋根付き公園)

ホームページ <http://genkinahiroba.littlestar.jp>

「館山市ファミリーサポートセンター」についてのお問い合わせ・登録は、「元気な広場」まで、気軽に連絡してください。

対象者：乳幼児とその保護者・妊婦
 開館時間：午前9時～午後5時
 休館日：土曜日、祝日、年末年始(12/29-1/3)
 問合せ／元気な広場 ☎ 23 - 3114

	日程	開催時間	場所	対象	内容
ハッピーファミリー (子育てに関する ミニ講座・座談会)	1/17(金)	10:30～11:30	元気な広場	希望者	親子で楽しくかるたとり
	1/29(水)	10:00～11:00	元気な広場	希望者	身体計測、育児・栄養・歯科相談

1月の 出張子育てひろば	船形こども園	9日、16日、23日、30日(木) 10:00～15:00
	九重地区公民館	17日(金) 9:30～13:00
	房南こども園(旧神戸小)	20日(月) 10:00～15:00

子育てサロンどんぐり

問合せ／館山市社会福祉協議会 ☎ 23 - 5068

★1月の「子育てサロンどんぐり」は、会場の「館山地区公民館」が台風15号で被災したため中止します。

南総文化ホール

1月の休館日／1日～3日、6日、14日、20日、27日

11月19日現在の申込み分の中より掲載。
 問合せ／千葉県南総文化ホール ☎ 22 - 1811
 ホームページ <http://www.nanso-bunka.jp>

★令和2年3月末まで予定していた工事の延期に伴い、通常通りご利用いただけるようになりました。

期日	催物名	開演～終演	入場方法	問合せ
大ホール	5日(日) 令和2年館山市消防出初式	9:10～10:55	無料	館山市社会安全課 ☎ 23-8343
	12日(日) 令和2年館山市成人式	10:00～11:10	無料	館山市中央公民館 ☎ 23-3111



妊娠・出産・育児について学びます
 パパ友・ママ友 作りませんか？

ファミリー学級

対象／妊婦とその家族
 離乳食づくりを学びたい親子
 場所／コミュニティセンター
 申込締切／開催日の3日前まで

申込み・問合せ／健康課 (☎ 23 - 3113)

日時	内容	持ち物
食事 1/17(金) 13:15～15:00	① 妊婦さんと家族の“バランスの良い食生活” ② “普段の献立を取り分けた”離乳食作り&試食 ③ みそ汁の塩分測定 ④ 先輩ママとの交流 ※離乳食作りを学びたい親子も参加可能 (別室で赤ちゃんを預かります。親子でどうぞ)	【各日共通】 母子手帳、筆記用具 【1/17】 エプロン、バンダナ みそ汁(盃1杯分)
育児 3/1(日) 9:15～12:00	① 妊娠中～出産後の生活イメージ ② 出産後の母子保健サービス ③ 赤ちゃん人形で実習(着替え・沐浴など)	(赤ちゃん参加時) バスタオル、おむつ、 おんぶひもなど

献血にご協力を 問合せ／健康課 (☎ 23 - 3113)

1/19(日) イオンタウン館山
 10:00～11:45、13:00～16:00

夜間救急・休日救急

安房地域
医療センター
☎25-5111

安房地域医療センターでは、年間365日24時間体制で、救急患者を受け入れています。医療センター以外の夜間救急・休日救急の当番医は次のとおりです。夜間待機施設として、午後5時から翌朝8時まで診療します。



1月 【休日】は休日当番医です。【休日・夜間】は、休日当番医で夜間救急も行います。

1 (水) 鋸南病院 (鋸南町) ☎ 55-2125 【休日・夜間】	15 (水) 小田病院 (鴨川市) ☎ 04-7092-1128
2 (木) 館山病院 (市内) ☎ 22-1122 【休日・夜間】 亀田ファミリークリニック館山 (市内) ☎ 20-5520 【休日】	16 (木) 安房地域医療センターのみ
3 (金) 鴨川市立国保病院 (鴨川市) ☎ 04-7097-1221 【休日・夜間】	17 (金) 鴨川市立国保病院 (鴨川市) ☎ 04-7097-1221
4 (土) 鋸南病院 (鋸南町) ☎ 55-2125	18 (土) 赤門整形外科内科 (市内) ☎ 22-0008
5 (日) 東条病院 (鴨川市) ☎ 04-7092-1207 【休日・夜間】	19 (日) 鋸南病院 (鋸南町) ☎ 55-2125 【休日・夜間】
6 (月) 富山国保病院 (南房総市) ☎ 58-0301	20 (月) 富山国保病院 (南房総市) ☎ 58-0301
7 (火) 鋸南病院 (鋸南町) ☎ 55-2125	21 (火) 東条病院 (鴨川市) ☎ 04-7092-1207
8 (水) 赤門整形外科内科 (市内) ☎ 22-0008	22 (水) 小田病院 (鴨川市) ☎ 04-7092-1128
9 (木) 館山病院 (市内) ☎ 22-1122	23 (木) 館山病院 (市内) ☎ 22-1122
10 (金) 鴨川市立国保病院 (鴨川市) ☎ 04-7097-1221	24 (金) 鴨川市立国保病院 (鴨川市) ☎ 04-7097-1221
11 (土) 小田病院 (鴨川市) ☎ 04-7092-1128	25 (土) 鋸南病院 (鋸南町) ☎ 55-2125
12 (日) 館山病院 (市内) ☎ 22-1122 【休日・夜間】 花の谷クリニック (南房総市) ☎ 44-5303 【休日】	26 (日) 館山病院 (市内) ☎ 22-1122 【休日・夜間】 花の谷クリニック (南房総市) ☎ 44-5303 【休日】
13 (月) 富山国保病院 (南房総市) ☎ 58-0301 【休日・夜間】 原クリニック (市内) ☎ 24-5711 【休日】	27 (月) 富山国保病院 (南房総市) ☎ 58-0301
14 (火) 東条病院 (鴨川市) ☎ 04-7092-1207	28 (火) 東条病院 (鴨川市) ☎ 04-7092-1207
	29 (水) 小田病院 (鴨川市) ☎ 04-7092-1128
	30 (木) 赤門整形外科内科 (市内) ☎ 22-0008
	31 (金) 鴨川市立国保病院 (鴨川市) ☎ 04-7097-1221

※都合により、当番医が変更になる場合があります。最新の情報は、ホームページで確認してください。症状によっては対応できない場合があります。判断できない場合は、当日の夜間待機施設か安房地域消防本部 (☎ 22-2233) にお問い合わせください。

こども急病 すぐに受診したほうが良いかどうか、看護師がアドバイスします。(毎日 19:00 ~ 6:00)
電話相談 携帯電話・スッシュ回線 (# 8000)、光電話・ダイヤル回線 (☎ 043-242-9939)

救急安心 救急車を呼ぶべきかどうか、看護師がアドバイスします。(月~土 18:00 ~ 23:00、日・祝 9:00 ~)
電話相談 携帯電話・スッシュ回線 (# 7009)、光電話・ダイヤル回線 (☎ 03-6735-8305)

有料広告スペース

有料広告スペース

有料
広告

有料広告スペース

有料広告スペース

こんなことあんなこと 相談案内 お気軽にどうぞ!

相談は“すべて無料”です。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

<h2>心配ごと</h2> <p>◎一般相談員による相談 日時/毎週火曜日(祝日の場合は翌日) 10:00~15:00</p> <p>◎専門相談員による相談 日時/毎月第1・第3火曜日13:00~15:00 対象/一般相談員の相談を受けた人 場所/市役所4号館 問合せ/社会福祉協議会(☎24-0294)</p>	<h2>乳幼児</h2> <p>①乳児健康診査(4か月児) 日時/1月29日(水) 受付/13:30~14:30</p> <p>②乳児相談(1歳未満の乳児) 日時/1月10日(金) 対象/1歳未満の乳児と保護者 受付/9:30~10:30</p> <p>③1歳6か月児健康診査(H30.6生) 日時/1月9日(木) 受付/13:10~13:30</p> <p>④3歳児健康診査(H28.7生) 日時/1月30日(木) 受付/13:10~13:30</p> <p>【①~④共通】 場所・問合せ/保健センター(☎23-3113)</p> <p>◎育児相談(乳幼児) 日時/1月29日(水) 受付/10:00~11:00 場所/元気な広場(☎23-3114) 問合せ/保健センター(☎23-3113)</p>	<h2>障がい者</h2> <p>障害があることで差別や不利益な扱いを受けた場合などの相談 日時/月~金曜日 9:00~17:00 場所・問合せ/安房健康福祉センター (☎23-6900、FAX23-6694)</p>																					
<h2>人権・登記相談</h2> <p>◎人権相談 日時/月~金 8:30~17:15</p> <p>◎登記相談(所有権移転・抵当権抹消など) 日時/火・木曜日 9:30~15:30(予約制) 【共通】 場所・問合せ/千葉地方務局館山支局 (☎22-0620)</p>	<h2>行政相談</h2> <p>国など、行政への苦情や意見、要望 日時/1月16日(木) 13:30~16:00 場所・問合せ/市民相談室 (☎22-3199)</p>	<h2>高齢者・介護</h2> <p>高齢者の生活相談や権利擁護、介護とその予防についての悩みなど 日時/9:00~17:00 ※(土)は12:00まで 場所・問合せ/地域包括支援センター たてやま(☎25-7191) (担当地区:北条・那古・船形) なのはな(☎22-1350) (担当地区:館山・西岬・神戸・富崎) いちご(☎28-4115) (担当地区:豊房・館野・九重)</p>																					
<h2>市民生活</h2> <p>市民生活あれこれ、お気軽にどうぞ 日時/毎週月・水曜日(祝日を除く) 9:00~12:00、13:00~17:00 場所・問合せ/市民相談室(☎22-3199)</p>	<h2>児童・生徒</h2> <p>◎児童預かりについての相談、登録 日時/日~金曜日 9:00~17:00 場所・問合せ/ファミリー・サポート・センター (元気な広場内 ☎23-3114)</p> <p>◎虐待・家族関係・養育問題などの相談 日時/月~金曜日 8:30~17:00 場所・問合せ/家庭児童相談室 (☎22-3133)</p>	<h2>住宅・建築相談</h2> <p>住宅・建築に関すること、木造住宅の簡易耐震診断、耐震補強、リフォーム工事など 日時/R2.1.9(木) 13:00~16:00 場所/市役所2号館2階会議室 ※年内の開催予定はありません 【要予約】開催日の2日前まで (予約がない場合は開催しません) 申込み・問合せ/建築施設課 (☎22-3751)</p>																					
<h2>消費生活</h2> <p>商品やサービスの契約に伴う苦情、相談 日時/毎週木曜日(祝日を除く)9:00~16:00 場所・問合せ/社会安全課(☎25-5775)</p>	<p>◎いじめ相談(小・中学生) 日時/月~金曜日 10:00~18:00 場所・問合せ/いじめ相談室 (☎0120-105-783)</p> <p>◎不登校支援(小・中学生) 日時/月~金曜日 9:00~14:00 場所・問合せ/教育支援センター (☎22-1732)</p>	<p>●1月の古紙・紙パック収集日 午前8時30分までに出してください</p>																					
<h2>交通事故</h2> <p>電話でも相談できます 日時/月~金曜日 9:00~16:30 場所・問合せ/安房地域振興事務所内 (☎22-7132)</p>	<h2>家庭教育</h2> <p>生活習慣、子育てに関する相談など 日時/月~金曜日 9:00~16:00 場所・問合せ/中央公民館(☎23-3111)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>古紙・紙パック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館山</td> <td>16(木)</td> </tr> <tr> <td>北条</td> <td>14・28(火)</td> </tr> <tr> <td>那古</td> <td>6・20(月)</td> </tr> <tr> <td>船形</td> <td>13・27(月)</td> </tr> <tr> <td>西岬</td> <td>11・25(土)</td> </tr> <tr> <td>神戸</td> <td>10・24(金)</td> </tr> <tr> <td>富崎</td> <td>7・21(火)</td> </tr> <tr> <td>豊房</td> <td>8・22(水)</td> </tr> <tr> <td>館野</td> <td rowspan="2">9・23(木)</td> </tr> <tr> <td>九重</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	古紙・紙パック	館山	16(木)	北条	14・28(火)	那古	6・20(月)	船形	13・27(月)	西岬	11・25(土)	神戸	10・24(金)	富崎	7・21(火)	豊房	8・22(水)	館野	9・23(木)	九重
地区名	古紙・紙パック																						
館山	16(木)																						
北条	14・28(火)																						
那古	6・20(月)																						
船形	13・27(月)																						
西岬	11・25(土)																						
神戸	10・24(金)																						
富崎	7・21(火)																						
豊房	8・22(水)																						
館野	9・23(木)																						
九重																							
<h2>年金(予約制)</h2> <p>◎厚生年金(高齢・遺族)の請求 日時/2月20日(木) 10:00~15:00 場所・定員/市役所・25人(先着順) 予約受付開始日/1月20日(月) 8:30~ 予約方法/電話で、請求者・配偶者の氏名・旧姓・生年月日・住所・基礎年金番号・請求の内容・電話番号を予約先まで。 予約・問合せ/市民課(☎22-3418)</p> <p>◎上記以外の相談・問合せ 木更津年金事務所(☎0438-23-7616)</p>	<h2>精神保健(予約制)</h2> <p>眠れない、イライラ、気分が沈む、対人関係の悩み、認知症の心配など 日時/1/7(火) 13:30~15:00 15(水) 15:30~17:00 28(火) 14:30~16:00 場所・申込み/安房健康福祉センター (☎22-4511)</p>	<p>○古紙は新聞、雑誌、ダンボールに分けて搬出場所へ出してください。 ○雨でも収集します。 ○紙パックは洗って切り開き、東ねて出してください。 問合せ/環境課(☎22-3354)</p>																					

【12月1日現在の人口・世帯数】 ()内は前月比

総人口46,219(-36) 男22,313(-19) 女23,906(-17) 世帯数23,077(-9)

11月16日「第3回だてやまかいごフェスタ」がイオンタウン館山で開催されました。このイベントは、介護の経験がある人も無い人も、子どもから大人まで多くの人に介護への理解を深めてもらうため「館山市通所サービス事業所連絡協議会」が福祉団体等と連携して毎年開催しています。

セントラルコートでは「車椅子ダンス矢車草」をはじめ、「三中吹奏楽部」の演奏や「トウルールカラース」によるミュージカル等、多彩な歌やダンスが披露され、広場では、最新の福祉車両や電動カートの試乗体験も行われ、買い物客や福祉関係者など大勢の来場者で賑わいました。

屋内の会場では、ヘルパーやケアマネ協議会による介護用品展示や介護相談、体験コーナーではパラスポーツのボッチャや血圧測定が行われました。人気の「ロコモ測定会

では、参加者が日常生活に必要な移動機能をチェックするために「片足での立上がり」や「ステップ幅」などを測定し、理学療法士から必要な運動や



ロコモ測定会（ステップ幅、片足立上がり）

食事のアドバイスを受けていました。同協議会会長で実行委員長の宮本哲也さんは「介護は本人だけでなく家族に大きな影響を与えます。「介護予防」も大切ですが、介護が必要な状況は突然やつてきます。その時に慌てないためにも、この「かいごフェスタ」が、広く世代を超えて「介護とは何か」を知ってもらうきっかけになれば」と話してくれました。



訪問入浴の説明

消防出初式

日時 / 1/5 (日)

9:10 ~ 表彰式(大ホール)

11:20 ~ 行進ほか(駐車場)

場所 / 南総文化ホール

消防団員の表彰や分列行進、披露放水など、日ごろの訓練成果をお見せします。

海上自衛隊によるヘリコプター飛行や、館山消防署による「はしご車」の展示も行います。

子どもたちには「ダッペエ」からお菓子のプレゼント！

※ 10:00 ~ 駐車場にて。無くなり次第終了
問合せ / 社会安全課 (☎ 23 - 8343)



年末火災予防特別警戒 12/29 ~ 31

期間中、地元消防団員が防火広報のため、消防車両で担当地域を巡回します。

団員と一緒に活動しませんか

消防団では、市民の安全と安心を守る地域防災のリーダーとして活動する団員を募集しています。

また、女性消防団員も募集しています。

団員は18歳以上60歳未満の人を対象とし、非常勤特別職の地方公務員として処遇され、報酬や出動手当などが支給されます。

問合せ / 社会安全課 (☎ 23 - 8343)

地元消防団



女性団員と子どもたち

広報「だん暖だてやま」次号は1/15号 1/1号の発行はありません



被災者支援に関する 各種制度の概要

〔 令和元年台風第 15 号、第 19 号及び
10 月 25 日の大雨に係る支援 〕



館山市

令和元年 12 月 2 日現在

令和元年台風15号等による被災者のための総合支援窓口について

台風15号等による被害を受けた住家の「り災証明書」をお持ちの方を対象に、コミュニティセンター1階において被災者支援に関する相談・申請窓口を開設しています。

令和2年1月の開所・休所予定は次のとおりとなります。

(令和元年12月の予定については11月15日号をご覧ください。)

令和2年1月の開所・休所予定

時間／【開場】8:30

【相談・申請】9:00～12:00

13:00～17:00

※1/9、16、23、30(木)

のみ19:00まで

開設場所／

コミュニティセンター1階第1集会室
(館山市北条740-1)

問合せ／被災者支援コールセンター

(☎28-5320)

※土・日・祝日を除く

9:00～17:00

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			×	×	×	×
5	6	7	8	9	10	11
×	○	○	○	○	×	×
12	13	14	15	16	17	18
×	×	○	○	○	×	×
19	20	21	22	23	24	25
○	○	○	○	○	×	×
26	27	28	29	30	31	
×	○	○	○	○	×	



もくじ

家屋の被害状況調査と「り災証明書」	被害状況調査	4	
	り災証明書	4	
	り災の程度	4	
住まいの確保・再建のための支援	被災者生活再建支援制度	5	
	住宅の修理	6	
	応急仮設住宅	7	
	被災住宅の補修や再建に関する相談	7	
	災害復興住宅融資	7	
	住宅ローンの返済	7	
	千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金	8	
経済・生活面の支援	千葉県災害義援金	8	
	災害援護資金貸付制度	8	
	生活福祉資金貸付制度	9	
	千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金	8	
税金や保険料などの減免・支払い猶予	個人市民税の減免	10	
	固定資産税・都市計画税の減免	10	
	国民健康保険税の減免	10	
	後期高齢者医療保険料の減免	10	
	介護保険料の減免	10	
	国民健康保険、後期高齢者医療、協会けんぽの医療費の一部負担金の免除 介護保険サービス利用者自己負担額の免除	10	
	国税、県税の減免・徴収猶予	10	
	国民年金保険料の免除	10	
	保育料の減免	11	
	学童クラブ利用料の減免	11	
	そのほかの支援	一般廃棄物処理手数料の減免	12
		水道料金の減免	12
		電気、電話、放送受信料の減免	12
千葉県弁護士会による電話相談		12	
こころの健康相談		12	
被災した児童生徒に対する就学支援		12	
中小企業・自営業などへの支援		特別相談窓口の設置	13
	災害復旧貸付	13	
	セーフティーネット保証4号	13	
	雇用調整助成金の特例措置	13	
	被災事業者への専門家派遣	13	
	千葉県中小企業復旧支援事業	13	

住まいの確保・再建のための支援

●被災者生活再建支援制度

社会福祉課 ☎ 22 - 3213 (本館 1F)

り災証明書により、「全壊」または「大規模半壊」と判定された世帯に対し、支援金が支給されます。

【支援金の支給額】 支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- (1) 基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給する支援金)
- (2) 加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

世帯区分および被害区分		基礎支援金 (1)	加算支援金 (2)		計(1)+(2)
複数世帯 (世帯の構成員が2人以上)	全壊 解体した場合 (注)	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
			補修	100 万円	200 万円
			賃借	50 万円	150 万円
	大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
			補修	100 万円	150 万円
			賃借	50 万円	100 万円
単数世帯 (世帯の構成員が1人)	全壊 解体した場合 (注)	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
			補修	75 万円	150 万円
			賃借	37.5 万円	112.5 万円
	大規模半壊	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
			補修	75 万円	112.5 万円
			賃借	37.5 万円	75 万円

※住宅を所有していても実際に居住していない場合は対象外となります。

※自己所有の住宅に限らず、借家やアパートなどの賃貸住宅に居住の場合も対象となります。

※賃借については、公営住宅や応急仮設住宅への入居は除きます。

(注) 「大規模半壊」または「半壊」の場合で、そのままにしておくと非常に危険であるなどの理由により、やむを得ず解体した場合は「全壊」と同様の支給額となります。

【申請に必要なもの】

区分	全壊		大規模半壊	
		大規模半壊・半壊 で解体する場合		
基礎支援金	①り災証明書	○	○	○
	②滅失登記簿謄本		○	
	③解体証明書		(②または③)	
	④住民票	○	○	○
	⑤預金通帳の写し	○	○	○
加算支援金	⑥契約書などの写し	○	○	○

②滅失登記簿謄本：法務局で発行 (有料)

③解体証明書：参考様式あり。提出後、市が現地確認をします。

⑤預金通帳の写し：銀行名・支店名・預金種目・口座番号・申請者 (世帯主) 名義のフリガナ

⑥契約書などの写し：加算支援金を申請する場合、今後住まいをどのようにするのか (住宅の建設・購入、補修または賃借) を確認できる契約書などの写し

【支援金支給の流れ】

①申請書は、市で受付後、千葉県を經由して、(公財) 都道府県センターに送付されます。

② (公財) 都道府県センターで申請書を審査し支給が決定された場合、指定された口座に支援金が振り込まれます。振込みまで1～2か月ほどかかります。

※単数世帯の人が支給を受ける前 (申請後の場合も含む) に亡くなった場合は支給されません (支援金は相続の対象となりません)。

家屋の被害状況調査と「り災証明書」

●被害状況調査

税務課 ☎ 22 - 3261 (本館 1F)

この調査は、市の職員が被災現場に出向き、被災状況の調査を行うものです。この調査により確認された事実に基づいて「り災証明書」が発行されます。

●り災証明書

「り災証明書」は、被害状況調査の結果に基づき家屋の被害程度を証明するもので、各種支援制度や保険の請求、融資などを受ける際に必要となる書類です。

証明する事項は、り災家屋の種別、所在地、り災の原因、り災の程度などです。

被害状況調査を実施する前に、被災家屋を取り壊したり修復したりすると、被害状況の確認ができなくなり、り災証明書の発行ができなくなる場合があります。危険防止の目的などで、やむを得ず取り壊しや修復する場合は、事前に問い合わせてください。

【り災証明書の申請・発行窓口】 税務課 ※農業施設や漁船の「り災証明書」は農水産課 ☎ 22 - 3396(本館 3F)へ。

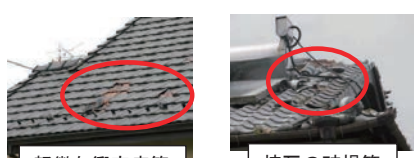

●り災の程度

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4区分です。

被害判定区分	被害の認定基準
全壊	建て直しをしなければならないような状態をいいます。 ⇒住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの 住宅全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住宅の損壊がはなはだしく、補修しても元通りに使用することが困難なもの
大規模半壊	ほぼ全壊に近い状態で、全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状態をいいます。 ⇒住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難なもの
半壊	住宅の損壊が著しいが、補修すれば元通りに使用できる状態をいいます。 ⇒住宅がその居住のための基本的機能を一部喪失したもの 住宅の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもの
一部損壊	全壊、大規模半壊、および半壊に至らない程度の住宅破損で、補修を必要とする状態のものをいいます。

【参考】被害の状況と、り災の程度 (内閣府ホームページより)

被害程度のイメージ 前提:2階建て住家。(平屋住家で同様の被害が出ている場合には、更に損害の程度が高くなる。)

屋根瓦等に被害 かつ 2階の一部分が雨水で浸水 (又は雨漏りなし) など	屋根瓦等に相当程度の被害 かつ 2階のほぼ全面が雨水で浸水 (又は、2階の半分と1階の一部が浸水) など	瓦屋根等の大部分に被害 など
<被害程度のイメージ>	<被害程度のイメージ>	<被害程度のイメージ>
 <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 軽微な衝突痕等 棟瓦の破損等 </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">概ね「一部損壊」</p>	 <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 衝突痕、貫通痕等 仕上げ材の脱落 </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">概ね「半壊」</p>	 <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 葺材の大部分損傷 仕上げ材の脱落 </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">概ね「大規模半壊」又は「全壊」</p>

● 応急仮設住宅

建築施設課 ☎ 22 - 3751 (3号館 2F)

り災証明書により「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」と判定され、自らの資力では住宅を確保できない世帯に対して、千葉県が「応急仮設住宅」として借り上げた民間賃貸住宅を提供します。

※「住宅の修理」との併用はできません。

【入居期間】 最長2年間

【対象住宅】 次の条件を満たす民間賃貸住宅

- ① 昭和56年6月以降に建築した住宅で、耐震性が確保されていること
- ② 応急仮設住宅としての入居契約について、貸主の同意が得られていること
- ③ 1か月あたりの家賃が、下表に定める額以内であること

世帯人員	家賃(月額)
2人以下	7.5万円以内
3人以上	8.5万円以内

※入居契約は、千葉県と貸主、被災者(入居予定者)の三者契約となります。

(入居物件は、自ら探していただく必要があります)

※応急仮設住宅の住み替えはできません。

【申請期限】 令和2年3月31日(延長の場合あり)

【申請に必要なもの】 り災証明書(コピー可)、印鑑

● 被災住宅の補修や再建に関する相談

【住宅リフォーム・紛争処理支援センター】☎ 0570 - 016 - 100、☎ 03 - 3556 - 5147(IP電話)

被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じている相談窓口として、「住まいるダイヤル」を開設しています。(平日10:00～17:00)

【ちば安心住宅リフォーム推進協議会】☎ 0120 - 331 - 772(通話無料)

建築士が技術的な面から答える無料電話相談窓口を開設しています。被災住宅の補修や再建に関する不安、疑問などについてご相談ください。(平日9:00～17:00)

● 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構 被災者専用 ☎ 0120-086-353

被害を受けた住宅の所有者などへ、被災住宅復旧の資金を融資します。

【対象者】 次の全ての要件を満たす個人または法人(外国人の場合は永住許可などを受けていること)

- (1) 被害を受けた住宅の所有者で「り災証明書」の発行を受けた
- (2) 自分が居住するため、又は被災者に貸すために住宅を建設、購入又は補修する
- (3) 年収に占める全ての借入金の年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たしている

年収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

【申請期間】 被災日から2年間

● 住宅ローンの返済

住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。(9:00～17:00)

問合せ/☎ 0570 - 017109(ナビダイヤル)、☎ 03 - 5252 - 3772

【支援金の申請期限】

基礎支援金／令和2年10月8日 加算支援金／令和4年10月11日

※基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建が決まってから加算支援金の申請をすることもできます。

【支援金支給決定の取り消しと返還請求】

世帯主が支援金を不正に受領した場合は、(公財) 都道府県センターで支援金の支給決定を取り消し、返還請求を行うことがあります。その場合、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金について年10.95%の割合で計算した加算金を請求するとともに、納期日までに納付されない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額について年10.95%の割合で計算した延滞金を請求します。

※災害に関する手続きに住民票などの各種証明書を使用する場合は、交付手数料が免除されます。

【申請に必要なもの】り災証明書(コピー可)、印鑑、身分を証明できるもの(運転免許証・保険証など)

【申請先】市民課窓口

●住宅の修理

建築施設課 ☎ 22 - 3751 (3号館 2F)

り災証明書により「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」のいずれかと判定された世帯に対し、被災した住宅の応急修理費用(日常生活に最低限必要となる部分のみ)の一部を支援します。

※「応急仮設住宅」との併用はできません。

<1. 全壊・大規模半壊> 1世帯あたり59万5千円を上限に支援します。

【支援方法】市が修理業者と契約を結び、修理業者へ工事費の一部を支払います。

※修理が完了している場合(支払済)は、対象外となります。

<2. 半壊> 1世帯あたり59万5千円を上限に支援します。

【支援方法】市が修理業者と契約を結び、修理業者へ工事費の一部を支払います。

※修理が完了している場合(支払済)は、対象外となりますが、<4>の支援策を活用することができます。

<3. 一部損壊(準半壊)> 1世帯あたり30～50万円を上限に支援します。

【支援方法(2段階)】①市が修理業者と契約を結び、修理業者へ工事費の一部を支払います。(上限30万円)

②工事費が150万円を超える場合、超えた分の20%を補助します。(上限20万円)

※修理が完了している場合(支払済)は、対象外となりますが、<4>の支援策を活用することができます。

<4. 一部損壊> 1世帯あたり50万円を上限に支援します。

【支援方法】対象となる修理費用が20万円以上の場合、その費用の20%を補助します。

<1～4共通>

【対象となる主な修理部分】

- 屋根・柱・床・外壁・基礎など
- 玄関ドア・窓など
- 電気・ガス・水道などの屋内配線・配管
- 便器・浴槽など

(対象外となる主な修理部分)

- ×カーポート、テラス囲い、ウッドデッキなど
- ×(屋根の修理を伴わない)雨どいみの修理
- ×(壁の修理を伴わない)クロス交換のみの修理
- ×(床の修理を伴わない)畳や仕上げ材のみの交換

【申請期限】令和2年3月31日(延長の場合あり)

【申請に必要なもの】り災証明書(コピー可)、印鑑

●災害援護資金貸付制度

社会福祉課 ☎ 22 - 3213 (本館 1F)

負傷又は住宅・家財に被害を受けた人に、生活再建に必要な資金を貸し付けします。

【対象要件および貸付限度額】

対象となる要件	限度額	
	世帯主に1か月以上の負傷がある場合	世帯主に1か月以上の負傷がない場合
当該負傷のみ	150万円	—
家財の3分の1以上の損害	250万円	150万円
住宅が半壊	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)
住宅が全壊	350万円	250万円 (350万円)
住宅全体の滅失又は流失	350万円	350万円
利率	年1.5% (据置期間中は無利子)	
据置期間	3年以内 (特別の場合5年)	
償還期間	10年以内 (据置期間含む)	

※被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など特別な事情がある場合は () 内の額になります。

※半壊は大規模半壊を含みます。

【所得による制限】

世帯人数	市民税における 平成30年中の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万円に1人増すごとに 30万円を加えた額
ただし、住宅が滅失した場合は1,270万円	

【申請方法】

災害援護資金借入申込書に必要書類を添えて社会福祉課へ提出してください。

【必要書類】

り災証明書、世帯全員の所得証明書、世帯全員の住民票の写し、医師の診断書 (負傷がある場合)、保証人に関する書類

【申請期限】

令和元年12月27日

※災害に関する手続きに住民票などの各種証明書を使用する場合は、交付手数料が免除されます。

【申請に必要なもの】り災証明書 (コピー可)、印鑑、身分を証明できるもの (運転免許証・保険証など)

【申請先】市民課窓口

●生活福祉資金貸付制度

社会福祉協議会 ☎ 23 - 5068

被災により当座の生活費を必要とする世帯に対して資金を貸し付けます。

【緊急小口資金】 (特例貸付)

限度額	20万円以内
利率	無利子
据置期間	1年以内
償還期間	据置期間経過後2年以内

経済・生活面の支援

●千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金

社会福祉課 22 - 3213 (本館 1F)

り災証明書により「全壊」と判定された世帯や、災害により重傷を負った方などに対して、県の基準により弔慰金・見舞金を支給します。

【支給の種類・金額】

住家の全壊	10万円
死亡・行方不明者	10万円
重傷者※	3万円

※令和元年台風15号及び19号を直接の起因とする負傷であり、1か月以上の治療を要すもの

【申請に必要なもの】

り災証明書（負傷の場合は診断書）※コピー可、印鑑、
預金通帳の写し（銀行名・支店名・預金種目・口座番号・申請者名義のフリガナ）

●千葉県災害義援金

社会福祉課 ☎ 22 - 3213 (本館 1F)

り災証明書により「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」のいずれかと判定された世帯や、災害により重傷を負った方などに対し、千葉県に寄せられた義援金を配布します。

【配分金額（第1次配分）】

住家被害				人的被害	
全壊	半壊 (大規模半壊含む)	床上浸水	一部損壊	死亡	重傷
30万円	15万円	3万円	1万円	30万円	15万円

※千葉県災害義援金配分委員会において決定された、第1次配分の対象者と金額。

第2次配分以降の対象者と金額については、決まり次第お知らせします。

【申請方法】

対象者には、12月中に個別に郵送します。同封の返信用封筒にて、返送してください。

【申請に必要なもの】

申請書（住所・氏名等は印刷済み。口座情報を記入の上、押印してください）
預金通帳の写し（銀行名・支店名・預金種目・口座番号・申請者名義のフリガナ）

●国民年金保険料の免除

市民課 ☎ 22 - 3418 (本館 1F)

風水害等で被災し、保険料の納付が困難なときは、申請により免除を受けられる場合があります。保険料の納付が困難な場合は、早めに申請してください。

【対象者】

国民年金第1号被保険者の人で、災害により所有する財産が被害を受け、その被害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。）がおおむね2分の1以上におよんだ人（り災証明書の判定が半壊以上の人）

※所有する財産は、本人のみでなく、世帯主、配偶者、世帯員の財産を含みます。

※学生は災害による免除の対象となりません。学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください。

【免除期間】

令和元年8月分から令和3年6月分まで

※令和2年7月分以降は当該月以降に改めて申請が必要です。

【申請に必要なもの】

り災証明書（コピー可）

保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書（コピー可）

運転免許証などの本人確認書類

マイナンバー又は基礎年金番号のわかるもの

印鑑 ※代理人の場合

【注意事項】

災害による免除を受けた期間は、年金を受けるための資格期間には算入されますが、老齢基礎年金額は全額納付した場合に比べて2分の1として計算されます。

10年以内であれば、後から納める（追納）ことにより老齢基礎年金額を満額に近づけることが可能です。ただし保険料免除を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算がされます。

なお、追納した場合のその期間は「納付」期間として取り扱います。

詳しくは、日本年金機構のホームページ「風水害・震災等により被災されたとき」をご確認ください。

●保育料の減免

こども課 ☎ 22 - 3496 (本館 1F)

令和元年10月1日以降の幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から満3歳未満の児童の居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、保育料が減免されます。

被害の区分	減免の割合	減免の期間
全壊	全部	6か月 (令和元年10月～令和2年3月分)
半壊	2分の1	

※半壊は大規模半壊を含みます。

●学童クラブ利用料の減免

こども課 ☎ 22 - 3496 (本館 1F)

児童の居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、利用料が減免されます。

被害の区分	減免の割合	減免の期間
全壊	全部	6か月 (令和元年10月～令和2年3月分)
半壊	2分の1	

※半壊は大規模半壊を含みます。

税金や保険料などの減免・支払い猶予

- 個人市民税の減免
- 固定資産税・都市計画税の減免
- 国民健康保険税の減免
- 後期高齢者医療保険料の減免
- 介護保険料の減免

上記の税金・保険料の減免等については、対象となる区分・割合・手続き等について検討中です。決まり次第、改めて広報紙やホームページなどでお知らせします。

- 国民健康保険、後期高齢者医療、協会けんぽの医療費の一部負担金の免除
介護保険サービス利用者自己負担額の免除

医療機関の窓口や介護事業所等に申告することで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料が免除されます。※調剤含む。入院・入所時の食費・居住費などは除く。

【対象者】 次のいずれかに該当する人

- (1) 住家が半壊以上の被害を受けた

※り災証明書を提示する必要はありません。口頭で申告してください。ただし、申告いただいた内容について、後日、保険者から確認が行われることがあります。

※災害発生前からの施設入所者は、施設が「住家」となりますので、ご自宅の被災は対象になりません。

- (2) 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った
- (3) 主たる生計維持者が行方不明である
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

【免除期間】 令和2年1月31日まで

※既に受診・利用して、支払いが済んでいるものについては、国から指針が示され、対応方法が確定した段階で、広報等を通じてお知らせします。(領収書を保管しておいてください。)

※接骨院・整骨院での施術、あん摩マッサージ、はり・きゅうの施術は免除の対象外です。

国民健康保険／市民課 ☎ 22 - 3428 (本館 1F)

後期高齢者医療／市民課 ☎ 22 - 3418 (本館 1F)

協会けんぽ／協会けんぽ 千葉支部 ☎ 043 - 308 - 0521

介護保険／高齢者福祉課 ☎ 22 - 3489 (本館 1F)

- 国税、県税の減免・徴収猶予

【国税】 「申告等の期限延長」、「納税猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」などの措置が設けられています。

【県税】 個人事業税、不動産取得税、自動車税などの県税に関して、減免、徴収猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。

国税／館山税務署 ☎ 22 - 0101

県税／館山県税事務所 ☎ 22 - 7117

中小企業・自営業などへの支援

●特別相談窓口の設置

雇用商工課 ☎ 22 - 3362(渚の駅たてやま)

①日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構関東本部、関東経済産業局に特別相談窓口を設置しました。

②日本政策金融公庫・館山商工会議所特別金融相談

日時／毎週火・金曜日 13:00～17:00 場所／館山商工会議所

内容／金融等融資相談 相談員／日本政策金融公庫融資担当・商工会議所経営指導員

問合せ／館山商工会議所 ☎ 22 - 8330、日本政策金融公庫館山支店 ☎ 22 - 2911

③被災中小企業・小規模事業者に対する金融相談

日本政策金融公庫館山支店 ☎ 22 - 2911 / 千葉銀行館山支店 ☎ 22 - 4111、那古船形支店 ☎ 27 - 3311 / 京葉銀行館山支店 ☎ 22 - 7611 / 千葉興業銀行館山支店 ☎ 22 - 4164 / 館山信用金庫本店 ☎ 22 - 8111、那古船形支店 ☎ 27 - 2311、南支店 ☎ 23 - 4611 / 君津信用組合館山支店 ☎ 22 - 0708

●災害復旧貸付

地震や台風などで被害を受けた中小企業・小規模事業者に対し、事業の再建に必要な資金を融資します。

【対象者】被災中小企業・小規模事業者

【申請窓口】日本政策金融公庫館山支店
☎ 22 - 2911

●セーフティネット保証4号

雇用商工課 ☎ 22 - 3362(渚の駅たてやま)

突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高が減少している中小企業・小規模事業者を支援するための措置です。

国が、災害により中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を指定することで、その地域で売上高が減少している中小企業・小規模事業者が利用可能となる融資制度です。

【対象者】被災中小企業・小規模事業者 【申請窓口】各金融機関

●雇用調整助成金の特例措置

千葉労働局職業対策課 ☎ 043 - 221 - 4393

台風に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成します。

【対象者】被災中小企業・小規模事業者

●被災事業者への専門家派遣

千葉県産業振興センター ☎ 043 - 299 - 2921

千葉県よろず支援拠点又は地域プラットフォームに相談することにより、専門家の派遣が可能となります。

【対象者】被災中小企業・小規模事業者

●千葉県中小企業復旧支援事業

千葉県経済政策課 ☎ 043 - 223 - 2704

被災した中小企業・小規模事業者に対し、事業活動の再開に必要な費用を支援します。

補助対象／施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費、備品費など（保険給付を除く）

補助率／3/4 上限額／1,000万円 ※本事業は、県の令和元年度12月補正予算の成立が条件です。

そのほかの支援

●一般廃棄物処理手数料の減免

環境センター ☎ 23 - 3033 (出野尾 538)

災害で発生した「一般廃棄物」を清掃センターに搬入した場合、その処理手数料を減免します。

【対象となる廃棄物】

通常、清掃センターで受け入れている一般廃棄物

※詳しくは各家庭に配布している「家庭ごみの分け方・出し方」

又は広報 11/15 号の 6 ページをご覧ください



【必要となるもの】

り災証明書又は被災証明書 (コピー可)

※清掃センターに搬入する際、受付で提示してください。

●水道料金の減免

三芳水道企業団 ☎ 25 - 7311 (2 号館 3F)

台風 15 号等の影響で、宅内の水道管破裂等により漏水した場合は、漏水量に相当する水道料金を減免します。

該当する方は、令和元年 12 月 27 日までに、「災害等による水道料金軽減申請書」を三芳水道企業団に提出してください。

●電気、電話、放送受信料の減免

災害の状況により各種料金が減額・免除されることがあります。それぞれの事業所へ問い合わせてください。

NHK 受信料 / NHK 千葉放送局 ☎ 043 - 203 - 0700

※対象者には、り災証明書発行時に申請書を同封済

電気料金 / 東京電力エナジーパートナー(株) ☎ 0120 - 993 - 052

電話料金等 / NTT 東日本 ☎ 0120 - 002 - 992

●千葉県弁護士会による電話相談

「風評被害により売上が大幅に下がった」、「災害でローンが払えなくなった」などのお悩みの相談を受け付けています。

千葉県弁護士会 ☎ 043 - 227 - 8431

●こころの健康相談

被災状態が続くと心身に影響がでてきます。千葉県では、こころの健康を守るための方法を紹介しています。

安房健康福祉センター ☎ 22 - 4511

●被災した児童生徒に対する就学支援

教育総務課 (本館 3F)

被災したことが理由で、小中学校に関する相談がある場合は、下記にお電話ください。

通学に関すること / 学校教育係 ☎ 22 - 3694

経済的なこと / 教育総務係 ☎ 22 - 3685

※広報紙から抜き取ってご覧ください



たん暖たてやま
令和元年 12月 15日
被災者生活支援号

令和元年 12月 2日現在の支援情報です。
新たな支援情報・制度の改正などがありましたら、
広報紙や市ホームページでお知らせします。

